

## 実地研修指導者になるために受講が必要な指導者講習

下記に掲げる指導者講習等のいずれかを受講している医師、保健師、助産師及び看護師は、介護職員等の喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）の実地研修指導者となることができます。

指導者となる予定があり、まだ受講(修了)していない場合には、喀痰吸引等指導者講習の受講が必要です。

### 記

- (1) 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数に対象者）」における指導者講習（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
- (2) 平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成 23 年 8 月 24 日 老発 0824 第 1 号老健局長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師並びに上記指導者講習と同等の内容で都道府県において実施された講習会等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
- (3) 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号厚生労働省・社会援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- (4) 平成 24 年度厚生労働省から委託を受けて実施された「喀痰吸引等指導者講習事業の開催について」（平成 24 年 5 月 18 日社援基発第 0518 号 1 号厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
- (5) 上記指導者講習と同等の内容で都道府県および登録研修機関において実施された講習会等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師